

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R5.11.20	R5.12.1	以下事業所における水質汚濁防止法に係る特定施設の届出に関する届出書類一式（設置、変更、承継、廃止）。ただし氏名変更は除く。また廃止に伴い土壤調査が行われていればその届出書及び報告書一式（猶予の場合も含む）。 1 事業所名：○○株式会社 所在地：○○ 2 事業所名：○○株式会社 所在地：○○					1										対象事業場に係る水質汚濁防止法に基づく届出書及び土壤調査に係る届出書等は、実施機関において現に保有しておらず存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
2	R5.11.22	R5.12.5	令和4年度東京都環境局レアメタル緊急回収プロジェクト促進事業にかかる資源循環推進に係る技術等審査委員会の議事録一式。				1											環境局 資源循環推進部 計画課	
3	R5.11.24	R5.12.8	・2環多自第635号 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条に基づく開発行為について（指示） ・3環多自第447号 東京における自然の保護と回復に関する条例第47条に基づく開発行為について（指示）	2	1					1								不開示とした事業者名及び指示内容については公表事項ではなく、また公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるから、情報公開条例第7条第3号に該当する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
4	R5.11.24	R5.12.8	東京都多摩環境事務所の管内において、都自然保護条例に基づき許可した開発行為（事業内容は太陽光発電に限る）に対する許可条件違反の是正（違反内容は立地自治体が付した同意条件違反に限る）を求める都職員の業務メールと開発行為者の回答メールの一切				1										本件請求に係る当該公文書に関しては、実施機関において作成及び保有していない。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
5	R5.12.5	R5.12.8	地位の承継届出書（18環多自届第58号、表紙のみ）	1	1													環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
6	R5.12.1	R5.12.11	レアメタル緊急回収プロジェクト促進事業実施報告書	10	1					1								事業者の印影 複写等により犯罪等に利用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当	環境局 資源循環推進部 計画課
7	R5.12.1	R5.12.11	令和4年度東京都環境局レアメタル緊急回収プロジェクト促進事業によって得られた成果にかかる以下の情報一式。 1) 回収された自治体ごとの件数 2) 回収された自治体ごとの質量 4) 「回収されたレアメタル（希少金属）の内訳と質量」に係る各評価価格 5) 「回収されたレアメタル（希少金属）の内訳と質量」に係る各使用用途				1											本件請求に係る当該公文書に関しては、実施機関において取得及び作成しておらず存在しない。	環境局 資源循環推進部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
8	R5.10.14	R5.12.12	ハイブリッドバス導入補助金関係書類（令和3年度分）	27		1				1	1	1						別紙1のとおり	環境局 環境改善部 自動車環境課
9	R5.10.14	R5.12.12	ハイブリッドバス導入補助金関係書類（令和4年度分）					1										ハイブリッドバス導入補助金に係る事務は、令和4年度分から公益財団法人東京都環境公社で行っているため、当該文書は、実施機関では取得しておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 自動車環境課
10	R5.11.29	R5.12.12	・事前調査結果報告書 ・5環多改ア第24号(特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書) ・5環多改ア第33号(特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書) ・5環多改ア第46号(特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書) ・アスベスト関係立入検査報告書（立入日 令和5年7月28日、令和5年10月2日、令和5年11月10日） ・立入検査結果報告書（立入日 令和5年8月4日）	390	1														環境局 多摩環境事務所 環境改善課
11	R5.12.4	R5.12.12	・平成17年11月29日付 17環多改土第202号 ・令和4年12月26日付 4環多改土第259号 ・令和5年6月26日付 5環多改土第71号	58	1														環境局 多摩環境事務所 環境改善課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
12	R5.11.22	R5.12.13	1 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2025年度からの取組」の検討（専門家等からの意見聴取も含む。）の中で、温室効果ガス排出総量策変義務（第四計画期間）について、離島のため電力事業者から電力の供給を受けられず、自家発電により自給している事業所に対する削減義務の適正化・除外に関する検討内容に係る記録（電磁的記録を含む。） 2 1項に関し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2025年度からの取組」に対するパブリックコメント及び意見シートの結果を反映させる過程に係る記録（電磁的記録を含む。） 3 1項及び2項が不開示である場合、その判断の根拠となる規則等の全部					1										請求内容に係る公文書は実施機関において取得及び作成しておらず、存在しない。	環境局 気候変動対策部 総量削減課	
13	R5.12.10	R5.12.20	相談・処理カード（5環多自相第633号）、現地調査写真	4	1				1									不開示とした相談者（代理人）の担当者名については、特定の個人を識別することができるため東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。	環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
14	R5.12.7	R5.12.21	資源循環推進に係る技術等審査委員会設置要綱	2	1														環境局 資源循環推進部 計画課	
15	R5.12.7	R5.12.21	第18回資源循環推進に係る技術等審査委員会会議次第	1	1														環境局 資源循環推進部 計画課	
16	R5.12.7	R5.12.21	・委員名簿 ・「レアメタル緊急回収プロジェクト促進事業」提案書採点結果集計表 ・事業提案書採点結果表（5名分）	7		1				1				1				・外部委員の氏名及び所属 委員の氏名及び所属については個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第7条2号に該当する。また、公にすることにより外部からの不当な干渉を受ける恐れ等があり、今後の審査会運営及び資源循環推進に係る事務の適正内遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条6号にも該当する。 ・各委員及び記載例の採点、配点に係る項目 各委員の審査結果及び審査基準にかかる内容であり、公にすることで今後同種の審査を行う上で、外部から不当な干渉を受けるなどして公平・公正な審査事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条6号に該当する。		環境局 資源循環推進部 計画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
17	R5.12.7	R5.12.21	令和4年度東京都環境局レアメタル緊急回収プロジェクト促進事業にかかる資源循環推進に係る技術等審査委員会の会議において作成された録音、及び映像					1										本件請求に係る当該公文書に関しては、実施機関において作成しておらず存在しない。	環境局 資源循環推進部 計画課
18	R5.11.2	R5.12.28	(1) ばい煙排出量調査報告書 記入日 令和4年7月4日 (2) 水銀濃度測定記録表（令和4年度 提出用） (3) ばい煙排出量調査報告書 記入日 令和5年7月7日 (4) 水銀濃度測定記録表（令和5年度 提出用） (5) ダイオキシン類測定結果報告書 2023年4月6日 (8) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和4年10月17日收受 (9) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年1月23日收受 (10) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年5月1日收受 (12) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年10月12日收受	62	1														環境局 多摩環境事務所 環境改善課
19	R5.11.2	R5.12.28	(6) 産業廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出状況等調査票 (7) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和4年8月9日收受 (11) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年7月28日收受 (13) 報告書(速報) 2023年6月1日收受 (14) 事故発生状況報告書 (15) 焼却炉テスト運転のお願い 2023年6月12日 (16) (件名なし(焼却炉をテスト運転した結果の報告等)) (17) 事故時措置届出書 令和5年6月26日收受 (18) 積替え保管施設 事前計画書 令和5年10月12日收受 (19) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 令和5年10月25日	395	1					1	1	1	1					別紙2のとおり	環境局 多摩環境事務所 環境改善課

バス会社名	台数	書類名	非開示部分	根拠規程	非開示とする理由
○○㈱	4台	自動車検査証	車台番号（車台番号を特定するQRコードを含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
		写真	車台番号	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
		図面	個人名	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため
		請求書	事業者の印影	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため
			値引額（開示することにより、値引き額を明らかにする情報を含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者の販売上及び取引上の情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
○○㈱	3台	自動車検査証	車台番号（車台番号を特定するQRコードを含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
		図面	個人名	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため
		請求書	事業者の印影	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため
			個人の印影	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため
			東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	
		車台番号、事業者の銀行口座情報	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため	
		値引額（開示することにより、値引き額を明らかにする情報を含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者の販売上及び取引上の情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため	
○○㈱	1台	自動車検査証	車台番号（車台番号を特定するQRコードを含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
		図面	個人名	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人を特定する情報であるため
		請求書	事業者の印影	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため
			車台番号	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため
		値引額（開示することにより、値引き額を明らかにする情報を含む）	東京都情報公開条例 第7条第3号	事業者の販売上及び取引上の情報であって、公にすることにより事業者の事業運営が損なわれると認められるため	

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」: 東京都情報公開条例

文書名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由	
(6) 産業廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出状況等調査票	・埋立処理先及び中間処理先の名称、所在地 ・分析委託先の名称、所在地、連絡先、軽量証明事業番号及び分析担当者の不開示とした部分	条例第7条第3号	法人の公表していない取引情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。	
(7) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和4年8月9日收受	・搬出物の処分先 ・コンポストの売却先等			
(11) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年7月28日收受				
(13) 報告書(速報) 2023年6月1日收受	報告書の内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。	
(14) 事故発生状況報告書	事故の内容、事故の対応策等及び再発防止策	条例第7条第3号	法人の公表していない事故情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。	
(15) 焼却炉テスト運転のお願い 2023年6月12日	依頼内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。	
(16) 令和5年6月26日付 ○○株式会社が多摩環境事務所廃棄物対策課にあてた文書	報告内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。	
(17) 事故時措置届出書 令和5年6月26日收受	①事故に関する内容 ②報告書作成事業者に関する情報 ③別紙3、4の不開示とした部分及び設備点検報告書の設備に関する情報	①条例第7条第3号 ②条例第7条第3号 ③条例第7条第3号及び第4号	①法人の公表していない事故情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ②法人の公表していない取引情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 ③不開示とした部分の内、当該法人の保有する設備等に関する情報については、法人の公表していない内部管理情報であるため、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれたため条例第7条第3号に該当し、図面等については公にすることで建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため同4号に該当する。	
(18) 積替え保管施設 事前計画書 令和5年10月12日收受				
P18	3-2 施設内配置図(排水処理設備を含む。)	工場内の配置等が分かる図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあるため。
P19	3-3 施設内配置図(写真用)	工場内の配置等が分かる図面		

文書名		開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定	当該規定を適用する理由
P20 -37	3-3 施設写真(排水処理設備等を含む。)	工場内の写真	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P39 -40	4-2 保管する産業廃棄物の一覧表(変更後)	各項目の内容(工場内の保管方法等が分かる一覧表)	条例第7条第6号	法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。
P41 -48	4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所	①工場内の保管方法等が分かる図 ②写真	①条例第7条第6号 ②条例第7条第3号	①法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P55 -61	7 生活環境の保全上の措置等、生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面	①工場内の施設の振動、騒音対策が分かる表 ②工場内の配置等が分かる図面 ③工場内の保管方法等が分かる写真	①条例第7条第6号 ②条例第7条第4号 ③条例第7条第3号	①法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。 ②公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあるため。 ③法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P64 -93	重機に関する資料 ・説明資料、納品書(納入に関する資料)、契約書、重機の定期検査記録	重機納入・契約事業者名、連絡先及び明細	条例第7条第3号	法人の公表していない取引情報及び内部管理に関する情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。
P 116- 117	土地建物賃貸借契約書	不開示とした部分	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P 118- 119	建物(倉庫)契約書	不開示とした部分		
P131	11 住民の説明状況	不開示とした部分	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P135	11-3 説明経過書	①説明対象者 ②①以外の不開示部分	①条例第7条第2号及び第3号 ②条例第7条第3号	①説明に同意された情報の内、個人の氏名については特定の個人を識別でき、法人名については、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。

文書名	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定	当該規定を適用する理由
(19) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 令和5年10月25日(変更)(5環多廃一第18号)			
P4 申請書(第4片)	株主の名称、株数及び割合、本籍、住所	①条例第7条第2号及び第3号 ②条例第7条第3号	①株主の情報の内、個人の氏名については特定の個人を識別でき、法人名については、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P6 伊奈平工場計画の概要	変更計画に関する事項	条例第7条第6号	法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。
P13-14 伊奈平工場 配置図	工場内の配置等が分かる図面	条例第7条第4号	・図面については公にすることで建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。
P15 処理能力一覧表(変更前)	施設型式	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P16 処理能力一覧表(変更後)	①施設型式 ②変更計画に係る施設種類、許可品目、処理能力	①条例第7条第3号 ②条例第7条第6号	①法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 ②法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。
P18-25 能力計算書	①不開示とした部分の内最終ページを除いた箇所 ②不開示とした最終ページ	①条例第7条第6号 ②条例第7条第3号	①法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P27-29 6-2 保管する産業廃棄物の一覧表(1/3-3/3)	各項目の内容(各施設に関する事項)	条例第7条第6号	法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。
P30-41 6-3,4 保管場所等	①工場内の保管方法等が分かる図 ②写真	①条例第7条第6号 ②条例第7条第3号	①法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。

文書名		開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定	当該規定を適用する理由
P43	別紙1 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画(1/2)	変更計画に関する事項	条例第7条第6号	法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。
P48、49	4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図) 変更前	搬出先、住所、許可番号、用途等	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P50、51	4-1 産業廃棄物の流れ(フロー図) 変更後	①変更計画に関する事項 ②搬出先、住所、許可番号、用途等	①条例第7条第6号 ②条例第7条第3号	①法人から申請された審査中の内容であり、不確定な内容や情報が含まれている恐れがあり、公にすることにより、都民へ誤った情報を流し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすため。 ②法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P53	資金の調達方法	項目と金額(購入、賃借料、経費などの費用)、合計金額、注記	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P57 -77	貸借対照表 (第44期～第46期)	流動資産、固定資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、資産の部合計、流動負債、固定負債、負債合計、株主資本、資本金、利益剰余金、資本合計及び負債純資産の部合計を除く勘定科目とその金額	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P57 -77	損益計算書 (第44期～第46期)	売上高、廃棄物収集運搬処理売上高、その他の売上高、売上原価、製品製造原価、売上利益、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引き前当期純利益、法人税等及び当期純利益を除く勘定科目とその金額	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P57 -77	販売費及び一般管理費 (第44期～第46期)	科目及び金額	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。
P57 -77	製造原価報告書 (第44期～第46期)	科目及び金額		
P78	納税証明書	申告額、更正・決定後の額、納付済額及び未納税額	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。

文書名	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定	当該規定を適用する理由	
P 110- 165	生活環境影響調査書 図1-3 施設配置図	①工場内の配置等が 分かる図面、変更計画 に係る図面 ②変更計画に関する 事項(周辺への環境影 響)	①条例第7条第4号 ②条例第7条第6号	①公にすることにより、建物への不法な 侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実 行を容易にする恐れがあるため。 ②法人から申請された審査中の内容で あり、不確定な内容や情報が含まれて いる恐れがあり、公にすることにより、都 民へ誤った情報を流し、事務の適正な 遂行に支障を及ぼすため。

※対象公文書の黄色部の個人情報及び印影については、開示請求内容から除外することとしているため請求対象外となる。